

# プレ<sup>2</sup>とくしま食の博覧会 2023 委託業務 仕様書

## 1 委託業務名

プレ<sup>2</sup>とくしま食の博覧会 2023 委託業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

## 3 委託業務の目的

2025年に開催される「大阪・関西万博」に向けて、本県への「食」をフックとした「人の流れ」を創出するため、本県が誇る豊かな食材と、SDGs視点での「食」の新たな価値の創造へ繋げるため、生産から消費まで、地域と人が繋がるイベントを通して万博に向けて「食」で本県を盛り上げることを目的とする。

## 4 業務内容

### (1) イベント開催場所の選定

ア 事業者が集められ、集客が多い場所を提案、確保してくること。

イ 会場管理者側と必要な協議を行い、イベント開催に関する連絡調整を行うこと。

### (2) イベント開催時期

委託契約期間の内、地産地消月間である11月の開催を含む、計3～4回程度開催すること。

### (3) イベント内容

ア SDGs、エシカル消費を意識した事業者の魅力ある商品を展示・販売するイベントとすること。

イ 徳島ならではの食材を使ったキッチンカーなどの出店を見込むこと。

ウ イベントごとの催事テーマを設定し、徳島の特色ある食や話題性の高い食を取り上げた企画を実施すること。

エ 2025年大阪・関西万博へ向けた、「徳島の食」の振興を図るため、来場者・出展者を対象にアンケート調査を作成し、実施すること。

オ 他のまちなかイベントの実施主体と協議を十分に行い、相乗効果を図る工夫をすること。

カ 新型コロナウイルス感染症に対する安全衛生管理を行うとともに、来場者等への周知を行うこと。

### (4) 出展者・ブース

ア SDGsやエシカルな取り組みをしている、生産者、加工業者、キッチンカー等の事業者を対象とし、いずれの日も各業界から3者以上の出店で「計15者以上」とする。

イ SDGsやエシカル、地産地消の推進に係る展示や、体験コーナーを設置すること。

### (5) 出展事業者の選定

受注者は、出展事業者の選定にあたり、次の要件を満たす出展事業者のリストを作成し、速やかにもうかるブランド推進課（以下「当課」という。）と協議を行うこと。

ア SDGs、エシカル消費を意識した商品を生産・販売していること。

イ 農林水産物や飲食品の販売ができる県内事業者であること。

ウ 新しい商品の開発や既存商品の販路開拓に意欲がある事業者であること。

エ 食中毒、異物混入等の発生を防止する体制や設備が整っており、適正な品質管理に努めている事業者であること。

オ 自ら搬出入ができる者

(6) スケジュール・出展者管理

ア スケジュールを把握し、誠実かつ円滑に業務を実行すること。

イ 進捗状況については、当課に随時報告し、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに当課と調整すること。

ウ 出展者に対しては、会場担当者および徳島県と調整のうえで、出展マニュアルの作成・配布や事前説明を実施すること。

エ 緊急時の場合のみならず、各出展者との連絡が図られるよう、連絡先一覧等を作成すること。

オ その他、徳島県と協議し、運営・開催に係る事項について速やかに出展者に報告・連絡し、イベント開催に支障をきたすことのないようにすること。

(7) 開催設営・撤去業務

ア 備品機材等の準備・搬入・据付、給排水電気工事、会場装飾等必要な物品など、会場設営、イベント終了時の撤去を行うこと

イ 来場者及び出展業者への対応、会場の安全管理等を行うこと

(8) 広報宣伝・周知等

ア PR資材の作成

チラシ、ポスター等の作成・印刷及び、これら媒体を使用した広報を実施すること

イ メディア、SNS の活用について

テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等のメディアやInstagram やTwitter 等のSNSを活用し、効果的な広報活動を展開すること。

(9) アンケートの実施

来年のイベントに繋げるため、参加者や来場者へアンケートを実施すること(アンケートの内容については、県と十分に協議を行うこと)

(10) 不可抗力によるイベントの中止等

新型コロナウイルス感染症の拡大や悪天候、災害等の不可抗力により、イベントを中止した場合は、中止となるまでに発生した経費や中止に伴って発生した経費を本業務に係る経費とすることができる。

## 5 委託対象経費

(1) 対象となる経費

ア 事業実施に必要な経費として、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

イ その他事業を実施するために必要と認められる経費

ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

(2) 対象とならない経費

ア 機械・機器等の購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費

エ その他、事業との関連が認められない経費

## 6 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて、記録写真を含めた事業全体の報告書及び成果物を提出すること。

チラシ、パンフレット及び記録写真については、電子データ形式で納品し、全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、委託者に帰属する。

### (1) 提出期限

令和6年3月29日(金)

### (2) 提出先

徳島県農林水産部もうかるブランド推進課

### (3) 部数

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・事業実施(実績)報告書(成果物を含む) 1部
- ・その他成果報告物 1部

## 7 その他留意事項

- (1) 本仕様の定めのない内容であっても、本業務の目的にかなうと思われる方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。
- (2) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら進めることとするが、委託者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。
- (3) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (4) 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。
- (5) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- (7) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (8) 当該業務で作成したすべての印刷物等の著作権(著作権法第27条及び28条の権利を含む。)を県に譲渡すること。
- (9) 仕様書に無い項目については、その都度委託者と協議を行うこと。
- (10) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。
- (11) 提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について双方で調整の上実施することとする。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、事業内容の見直しを図る場合があり、その際は県と受託者で協議を行いながら、随時調整する。